

第66回 定時株主総会 招集ご通知

平成30年2月1日～平成31年1月31日

日時

平成31年4月25日(木曜日)
午前10時
受付開始予定：午前9時

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	5
第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権 無償割当ての委任の件	10
(添付書類)	
事業報告	33
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

(証券コード:3320)
平成31年4月5日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号
クロスプラス株式会社
代表取締役社長 山 本 大 寛

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年4月24日（水曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年4月25日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
 - 報告事項 1 第66期(平成30年2月1日から平成31年1月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第66期(平成30年2月1日から平成31年1月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

(お知らせ)

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.crossplus.co.jp/>)

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

第66期期末配当金のお支払について

期末配当金関連書類を同封いたしておりますので、お受取りくださいますようお願い申し上げます。

当社は、平成31年3月22日開催の取締役会におきまして、期末配当金は、1株について3円とし、支払開始日を平成31年4月8日(月曜日)と決定いたしました。

なお、配当金を「配当金領収証」でお受取りになる株主様におかれましては、払渡しの期間が平成31年4月8日から平成31年5月8日まででございますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお早めにお受取り願います。

また、口座振込ご指定の株主様は、ご指定口座への入金をご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加及び変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。また、その他表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) 衣料品並びに布地の販売	(2) 衣料品及び布地の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、及び服飾品の販売	(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、及び服飾品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(4) 化粧品、医薬部外品の販売及び輸出入	(4) 化粧品、医薬部外品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の販売及び輸出入	(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(6) インテリア製品の販売及び輸出入	(6) インテリア製品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(7) ~ (10) (条文省略)	(7) ~ (10) (現行どおり)
<新 設>	(11) <u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>(11) (条文省略)</p> <p>＜新 設＞</p> <p>(12)～(14) (条文省略)</p>	<p>(12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>(13) 幼児教室及び学習塾の経営</p> <p>(14) 通信教育事業及びその他の教育・学習支援事業</p> <p>(15) 有料老人ホームの経営及び老人介護サービス</p> <p>(16) 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</p> <p>(17) (現行どおり)</p> <p>(18) 不動産の所有、売買、賃貸借並びに管理</p> <p>(19)～(21) (現行どおり)</p>
<p>第3条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人との責任免除)</p>	<p>(会計監査人との責任免除)</p>
<p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2 当社は、<u>会計監査人との間で</u>、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、定款の定めにより9名以内の取締役で構成しております。取締役には、当社の生産、営業、管理それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力等を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を取締役とすることを基本方針としております。

社外取締役に关しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性の判断につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 やまもと ひろのり 山本大寛	代表取締役社長	15回／15回
2	再任 にし がき まさ たか 西垣正孝	取締役（管理担当）	15回／15回
3	再任 え ぐち つね あき 江口恒明	社外取締役	15回／15回
4	新任 にし お ひろ み 西尾祐己	常務執行役員（営業担当）	—
5	新任 おお ぐち ひろ かず 大口浩和	常務執行役員（営業担当）	—
6	新任 ふた み えい じ 二見英二	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>やまもとひろのり 山本大寛 (昭和52年6月24日)</p> <p>【再任】</p>	<p>平成20年1月 当社入社</p> <p>平成21年2月 当社部長社長室兼経営企画室担当</p> <p>平成23年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼E C事業開発課担当</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役社長</p> <p>平成27年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長</p> <p>平成31年2月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	60,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本大寛氏は、当社入社以来、社長室、経営企画室、情報システム室を担当する等、幅広い業務経験と知識を有しております。また、平成26年の代表取締役社長就任後は、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取組んで改善するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>にし がき まさ たか 西 垣 正 孝 (昭和34年12月6日)</p> <p>【再任】</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成16年2月 当社部長カジュアルD I V担当</p> <p>平成19年2月 当社執行役員営業担当</p> <p>平成28年2月 当社執行役員人事部兼経営企画室担当</p> <p>平成29年4月 当社取締役人事部、情報システム室、ビジネスサポート部兼経営企画室担当</p> <p>平成31年2月 当社取締役人事部、経営企画室担当兼総務部長 (現任)</p>	26,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成28年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、子会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	え ぐち つね あき 江 口 恒 明 (昭和25年12月5日) 【再任】 【社外】 【独立】	昭和49年4月 伊藤萬(現、日鉄住金物産株) 株式会社入社 平成19年4月 住金物産株式会社取締役専務執行役員 繊維カンパニー長 平成24年6月 同社取締役副社長繊維カンパニー長 平成25年10月 日鉄住金物産株式会社取締役副社長 平成27年4月 同社取締役 平成29年4月 当社社外取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 江口恒明氏は、繊維業界での豊富な経験と高い見識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。			
4	にし お ひろ み 西 尾 祐 己 (昭和40年1月29日) 【新任】	昭和63年4月 当社入社 平成21年2月 当社部長カットソーD I V長兼ミセスD I V 担当 平成23年2月 当社執行役員営業担当 平成29年2月 当社常務執行役員カットソー部・ブランドD I V・マーケット開発部・生産コントロール 部担当 平成31年2月 当社常務執行役員カットソー事業部・ブラン ド事業部担当兼スペシャリティ事業部長 (現任)	8,000株
【取締役候補者とした理由】 西尾祐己氏は、当社に入社以来、製造卸売事業におけるカットソー事業やブランド事業について豊富な業務経験と実績を有しております。また、今年からはブランド小売やEC販売等の当社の重要経営施策を積極的に主導する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	おおぐちひろかず 大口浩和 (昭和40年4月28日) 【新任】	昭和63年4月 当社入社 平成23年2月 当社部長ニット&ブラウスD I V 平成24年2月 当社執行役員営業担当 平成29年2月 当社常務執行役員ニット部・生産コントロール部担当兼ペンドーラD I V長 平成31年2月 当社常務執行役員ニット事業部・布帛事業部・専門店事業部担当 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 大口浩和氏は、当社に入社以来、製造卸売事業におけるニット事業や布帛事業について豊富な業務経験と実績を有しております。また、今年からは専門店向け販売等の当社の重要経営施策を積極的に主導する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。			
6	ふたみえいじ 二見英二 (昭和27年2月1日) 【新任】 【社外】 【独立】	昭和49年4月 東急不動産株式会社入社 平成14年4月 同社執行役員経営企画部統括部長 平成18年6月 同社取締役執行役員リゾート事業本部長 平成20年4月 同社取締役常務執行役員リゾート事業本部担当 平成22年4月 同社取締役常務執行役員ソリューション営業本部長、ビル事業本部・商業施設事業本部管掌 平成23年6月 同社常勤監査役、株式会社東急コミュニティー社外監査役、東急リパブル株式会社社外監査役、株式会社東急ハンズ社外監査役 平成25年10月 東急不動産ホールディングス株式会社常勤監査役	—
【社外取締役候補者とした理由】 二見英二氏は、不動産業界の豊富な経験と高い専門性を有しております。また、上場会社の監査役を歴任する等、高度な専門知識と経営に関する高い見識を有しており、多様な視点で経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江口恒明及び二見英二の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者について
- (1) 当社社外取締役に就任してからの年数について
江口恒明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役江口恒明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
また、社外取締役候補者二見英二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。
4. 当社は、江口恒明氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
また、社外取締役候補者二見英二氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届出る予定です。

第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権無償割当ての委任の件

本議案は、当社定款第11条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記のI.「新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由」に規定する「本プラン」に利用するため、後記IV. 2.「本プランの内容」（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）に記載した条件に従い、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由

当社は、平成18年4月25日開催の当社第53回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を株主の皆様にご承認いただきました。その後、平成19年4月25日開催の当社第54回定時株主総会、平成22年4月23日開催の当社第57回定時株主総会、平成25年4月25日開催の当社第60回定時株主総会及び平成28年4月27日開催の当社第63回定時株主総会において、継続することにつきいずれも株主の皆様にご承認をいただきましたが（以下、当該継続後の対応策を「旧プラン」といいます。）、旧プランは本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社では、旧プランの有効期間満了後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する動向を勘案し、引き続き当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成31年3月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを継続する（以下、新たに継続する対応策を「本プラン」といいます。）ことを決定しました。

本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な変更はございません。

なお、上記取締役会においては、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、本プランへの継続につき全員一致で承認がなされ、また、社外監査役2名を含む監査役4名全員が本プランへの継続に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社は大量買付行為に関する提案等を受けている事実はありません。

つきましては、本継続のために新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にお諮りするものであります。

II. 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記Ⅲ. 1. 「企業価値向上への取組み」に記載する当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅲ. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、E C販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,500万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャネルに販売しております。小売事業では、多彩なブランドを店舗やE Cを通じ直接消費者に販売しております。

また、グループ会社では、専門店へのメンズODM販売の(株)サードオフィス、レディースの帽子の(株)中初がグループ会社に加わったことにより、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築しております。

当社は、平成31年2月からスタートした中期経営計画において、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせることで、収益回復と業態転換を進めてまいります。多様に変化する消費動向に対応するため、E Cビジネスの強化やブランドビジネスの拡大を図り、新業態の確立を進めてまいります。また、変化する流通チャネルに対応するため、専門店販路の拡大や商品企画の強化を行い、アパレルの機能強化を図ってまいります。さらに、アパレル事業においては、M&Aによって商品と販路の拡大を進めてまいります。また、非アパレル事業においては、児童発達支援事業等の新規事業の開発を行い事業領域の拡大を進めてまいります。

今後、事業ポートフォリオの最適化を図り、新たな中期経営計画を推進することで収益基盤の強化に努め、企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機

能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

IV. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、こうした不適切な者によって大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 独立委員会の利用及び株主意思の確認

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照下さい。以下かかる株主総会を「株主意思確認総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

本プランが本総会にて承認された後において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の保有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①もしくは②に該当する買付その他の取得、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
 - ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付者等は、予め本プランに定められる手続に従っていただくものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。
- (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者、買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同様の事業についての経験、法令順守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
 - ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
 - ⑦ 買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
 - ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間（原則として30日を上限とします。）内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(e)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び

買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社取締役会による代替案の提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(e) 独立委員会における手続

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関し株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告をすることができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として、期間延長は30日間を上限とし、再延長はできないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上機関としての決議を行うものとします。

ただし、下記(g)に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行うに際して、①株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は②株主意思の確認を得るべき旨の留保を付さなかったものの株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に
従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並
びに独立委員会検討期間が開始及び終了した事実及び同期間が延長された事実を含み
ます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決
議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に
情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記の
とおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、次の要件に
該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになりま
す。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために
合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、
本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当
である場合

(a) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利
益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社
の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用
する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を
処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当に
よる株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付
（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に

対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (b) 買付等の条件(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (c) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」といいます。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹¹、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹²、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①から④までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、⑥上記①から⑤までに該当する者の関連者¹³（以下 ①から⑥までに該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が保有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2022年1月期（2021年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本継続後、有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様の不利益を与えない場合等を含みます。）で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成31年3月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本継続にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本継続にあたっては、本総会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

なお、上記2.(2)「本プランに係る手續」(e)①に記載のとおり、一旦本新株予約権無償割当て決議をした場合であっても、当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいてはこれを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類をご提出いただいた上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されること

になります。なお、特定買付者等による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項及びご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

V. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

上記Ⅲ.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンス強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅳ.の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(b) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものであること

本継続は、上記Ⅳ.1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付がなされた際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において当社定款の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の決議がなされることを条件として継続されるものです。

また、上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」(g)に記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認するものとされています。さらに、上記IV. 2. (6)「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載のとおり、本プランにはその有効期限を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役1名及び、②当社社外監査役2名の計3名から構成いたします(上記IV. 2. (1)「本プランの概要」(c)に記載のとおり、本継続時において予定されている独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。)。当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」に記載のとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランを発動する等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」(e)及びIV. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」(d)に記載のとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(h) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記IV. 2. (6)「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役がこれに該当すると認められた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認められた者を含みます。本議案において同じとします。
- 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 11 「特定大量保有者」とは、原則として当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認められたものを含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認められた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 12 「特定大量買付者」とは、原則として公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下 本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認められた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認められた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認められた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は所定の手続を経て独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定を行い、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（当該実施に関し株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討、代替案の株主に対する提示
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会による代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。
 - ・各独立委員会委員は買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・各独立委員会委員は議決権1個を有するものとし、独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

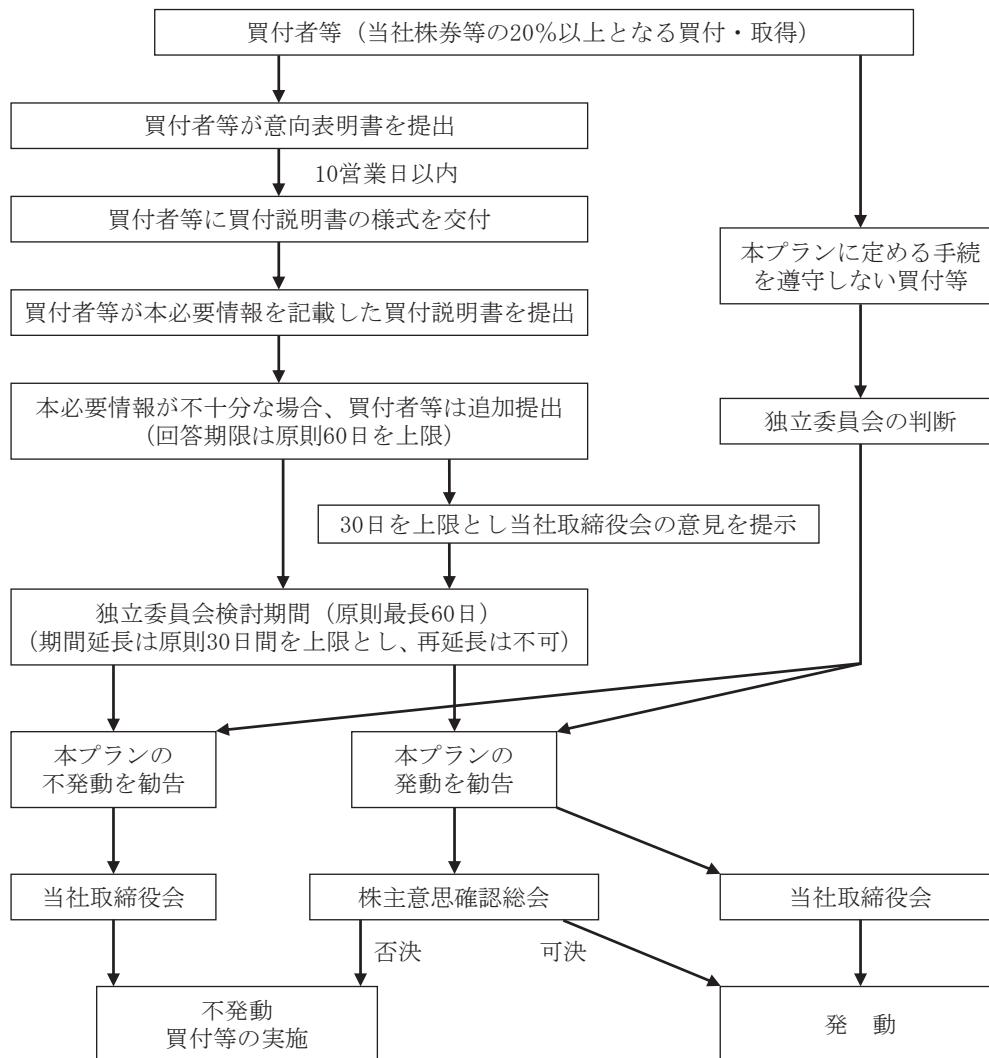
本継続時において予定されている独立委員会の委員は、以下の3名です。

川合 正	(かわい ただし) (昭和23年8月生まれ)
昭和46年7月	三井信託銀行株式会社入社
平成10年6月	同社取締役
平成13年6月	中央三井信託銀行株式会社常務取締役
平成15年6月	三井トラスト・ホールディングス株式会社専務取締役
平成19年10月	中央三井アセット信託銀行株式会社取締役社長
平成22年6月	中央三井アセット信託銀行株式会社取締役会長
平成23年6月	東急不動産株式会社常勤監査役
平成24年4月	当社社外監査役(現任)
平成25年10月	東急不動産ホールディングス株式会社常勤監査役
平成27年8月	株式会社オオバ社外監査役(現任)
江口 恒明	(えぐち つねあき) (昭和25年12月生まれ)
昭和49年4月	伊藤萬(現、日鉄住金物産(株))株式会社入社
平成19年4月	住金物産株式会社取締役専務執行役員繊維カンパニー長
平成24年6月	同社取締役副社長繊維カンパニー長
平成25年10月	日鉄住金物産株式会社取締役副社長
平成27年4月	同社取締役
平成29年4月	当社社外取締役(現任)
松永 安彦	(まつなが やすひこ) (昭和27年7月生まれ)
昭和50年4月	日本興業銀行入行
平成11年4月	興銀証券株式会社(現みずほ証券(株))執行役員
平成19年4月	新光証券株式会社(現みずほ証券(株))専務執行役員
平成22年4月	株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング取締役会長
平成23年4月	東海東京証券株式会社専務執行役員投資銀行本部長
平成27年4月	東海東京インベストメント株式会社 取締役社長
平成28年10月	NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長(現任)
平成30年4月	当社社外監査役(現任)

※川合正氏及び松永安彦氏は現在当社の社外監査役、江口恒明氏は現在当社の社外取締役であり本総会における社外取締役候補者です。上記3氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

本プランの手續の概要



(注) 上記は本プランの概要を説明するためのものであり、詳細については本文をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

(平成30年2月1日から
平成31年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成30年2月1日～平成31年1月31日）におけるわが国経済は、経済政策等から景気は全体として緩やかな回復基調を続けておりますが、朝鮮半島の情勢に落ち着きが見られるものの、米中貿易摩擦や欧州の政治情勢等の影響で、依然として先行きが不透明な状況となりました。

当アパレル業界では、都市型百貨店等ではインバウンド需要にて化粧品や高額商品の販売が好調に推移したものの、全体としてファッション関連の販売は、豪雨、酷暑、台風等の天候の影響があり、また、生活必需品の値上げ等により、消費者の節約志向は根強く、厳しい事業環境が続きました。

このような環境の中、当社グループは、企画提案力の強化、専門店向け販路の拡大、取扱い商品の拡充に取り組んでまいりました。また、平成30年2月よりメンズ商品を扱う（株）サードオフィス、平成30年9月より帽子アイテムを中心として扱う（株）中初がグループに加わっています。

売上高は、上期の天候影響や下期の暖冬、ヤング向け商品市場の低迷に伴うスタイリンク（株）の業績不振の影響があったものの、連結子会社の増加によるプラス要因もあり、前年並みとなりました。販売チャネル別では専門店向けや無店舗向けの販売を伸ばしたものの、量販店向けや百貨店小売向けの販売が減少しました。専門店向けは専任部署での新規取引の開拓と（株）サードオフィスのセレクトショップ等での販売が寄与し拡大が進みました。

利益面では生産のアセアンシフトや貿易コストの見直し等による原価の低減を進めました。しかしながら衣料品市場全体として商品価格帯の低下から販売単価の下落が進み、売上粗利益率が低下しました。経費削減では、海外の生産管理の強化による国内での品質管理費用の削減や小売の不採算店舗撤退による固定費の削減を進めました。また、営業外収益では、不動産賃貸収益の増加や省エネ投資による補助金を計上し、特別利益では、有価証券売却益を計上しました。

以上の結果、連結業績の売上高は、629億1百万円(前期比0.2%増)、営業利益は、25百万円(前期比93.5%減)、経常利益は、2億38百万円(前期比54.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、3億23百万円(前期比51.5%減)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前期比（％）
量 販 店	24,141	△7.3
専 門 店	27,633	+10.5
無 店 舗	7,087	+14.0
そ の 他 卸 売	1,223	△12.6
小 売	2,927	△30.6
衣 料 品 計	63,013	+0.2
そ の 他	62	—
消 去	△173	—
合 計	62,901	+0.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、2億円（有形固定資産取得価額ベース）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

国内市場では、少子高齢化に伴う市場規模の縮小や都市化、単身化といったライフスタイルの変化に伴い消費構造の変化が進んでいます。衣料品市場でも百貨店や総合スーパーでは主力の衣料品の売上減少等で、店舗閉鎖や流通チャネルの再編等がある一方で、セレクトショップ等の専門店の拡大やリアル店舗での販売からインターネットを通じた販売へのシフト、中古流通市場やファッションレンタル等の新しいチャネル、業態での消費が広がってきております。

当社は、平成31年2月からスタートした中期経営計画において、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせるにより、収益回復と業態転換を進めてまいります。多様に変化する消費動向に対応するため、ECビジネスの強化やブランドビジネスの拡大を図り、新業態の確立を進めてまいります。また、変化する流通チャネルに対応するため、専門店販路の拡大や商品企画の強化を行い、アパレルの機能強化を図ってまいります。さらに、アパレル事業においては、M&Aによって商品と販路の拡大を進めてまいります。また、非アパレル事業においては、児童発達支援事業等の新規事業の開発を行い事業領域の拡大を進めてまいります。

今後も、事業ポートフォリオの最適化を図り、新たな中期経営計画を推進することで収益基盤の強化に努め、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (平成29年1月期)	第65期 (平成30年1月期)	第66期 (当連結会計年度) (平成31年1月期)
売上高(百万円)	72,978	65,130	62,780	62,901
経常利益(百万円)	351	888	526	238
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	648	820	666	323
1株当たり当期純利益	88円65銭	112円11銭	91円14銭	44円22銭
総資産(百万円)	33,439	29,581	29,264	28,178
純資産(百万円)	9,989	10,892	11,782	11,781
1株当たり純資産額	1,365円07銭	1,488円56銭	1,608円38銭	1,606円81銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (平成29年1月期)	第65期 (平成30年1月期)	第66期 (当期) (平成31年1月期)
売上高(百万円)	67,021	62,158	60,013	57,667
経常利益(百万円)	222	886	531	408
当期純利益(百万円)	598	837	685	417
1株当たり当期純利益	81円81銭	114円51銭	93円63銭	57円05銭
総資産(百万円)	31,387	28,089	27,868	26,332
純資産(百万円)	9,675	10,709	11,523	11,635
1株当たり純資産額	1,322円23銭	1,463円58銭	1,572円94銭	1,586円87銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
スタイリンク株式会社	50 ^{百万円}	100.0 %	専門店へのODM
株式会社サードオフィス	10	100.0	専門店へのODM
株式会社中初	10	100.0	帽子の製造卸売
株式会社クリーズ	10	100.0 (100.0)	貿易業務
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、検針、物流加工
株式会社ディスカバリープラス	10	100.0	児童発達支援事業

(注) 議決権比率の欄の()は、間接所有割合で、内数で記載しております。

(7) 主要な事業内容（平成31年1月31日現在）

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社6社で構成されており、婦人衣料の企画・製造・販売を主な事業としているほか、服飾雑貨の企画・製造・販売やSPA（製造小売業）を営んでおります。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、量販店、専門店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やデザイナーズブランドの衣料・雑貨を企画、製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズODM（相手先ブランドによる企画・生産）・OEM（相手先ブランドによる生産）販売を行っております。

株式会社中初はレディースの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。

客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社商品の検品・検針・物流加工を行っております。

その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

(8) 主要な営業所の状況（平成31年1月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東 京 支 店	東京都中央区
店 舗（注）	国内22店舗 横浜高島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中 部 セ ン タ ー	岐阜県海津市

(注) 「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等（平成31年1月31日現在）

名 称		所 在 地
スタイリンク株式会社	本社	東京都目黒区
株式会社 サードオフィス	本社	東京都目黒区
株式会社 中初	本社	東京都台東区
株式会社 クリーズ	本社	東京都台東区
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

(10) 従業員の状況（平成31年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製造卸売	625(463) ^名	+37(+4) ^名
小 売	92(17)	△25(△3)
そ の 他	31(3)	+31(+3)
合 計	748(483)	+43(+4)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
606(444) ^名	△23(+14) ^名	41.7 ^歳	14.7 ^年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成31年1月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	1,104
株式会社みずほ銀行	896
株式会社三井住友銀行	621
株式会社日本政策投資銀行	276
株式会社商工組合中央金庫	260
株式会社大垣共立銀行	246

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 会社の株式に関する事項（平成31年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,718,800株（自己株式398,661株を含む）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 9,967名（前事業年度末比 457名増）
 (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	593,650 ^株	8.10%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	482,000	6.58
クロスプラス社員持株会	307,260	4.19
田村駒株式会社	238,400	3.25
森 文 夫	227,030	3.10
株式会社ヤギ	218,600	2.98
株式会社三菱UFJ銀行	166,000	2.26
有限会社シーピーモア	147,350	2.01
CP共栄会	140,500	1.91
株式会社みずほ銀行	134,300	1.83

(注) 当社は自己株式398,661株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 2017年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

株主総会決議年月日	平成29年4月25日
取締役会決議年月日	平成29年5月15日
新株予約権の数	166個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	平成29年6月3日から 平成58年6月2日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 166個 目的となる株式数 16,600株 保有者数 5人

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者は、前記(1)にかかわらず、平成58年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成58年6月3日から平成59年6月2日までに新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 2018年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

株主総会決議年月日	平成29年4月25日									
取締役会決議年月日	平成30年5月18日									
新株予約権の数	80個									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式									
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株 (新株予約権1個につき100株)									
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない									
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)									
新株予約権の行使期間	平成30年6月9日から 平成58年6月8日まで									
新株予約権の行使の条件	(注)									
役員の保有状況	<table border="0"> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>新株予約権の数</td> <td>80個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目的となる株式数</td> <td>8,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保有者数</td> <td>5人</td> </tr> </table>	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	80個		目的となる株式数	8,000株		保有者数	5人
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	80個								
	目的となる株式数	8,000株								
	保有者数	5人								

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者は、前記(1)にかかわらず、平成58年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成58年6月9日から平成59年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成31年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	営業本部長
取締役会長	森文夫	
取締役副会長	辻村隆幸	
常務取締役	北出哲男	営業担当兼生産コントロール部担当
取締役	西垣正孝	人事部、情報システム室、ビジネスサポート部兼経営企画室担当
取締役	大爺正博	
取締役	江口恒明	
常勤監査役	曾我孝行	
監査役	虫鹿宏	
監査役	川合正	株式会社オオバ社外監査役
監査役	松永安彦	

- (注) 1. 取締役大爺正博及び江口恒明の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川合正及び松永安彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役江口恒明及び監査役松永安彦の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届出ております。
 4. 当期における取締役の異動
 当期における退任取締役
 常務取締役 虫鹿 宏（平成30年4月25日退任）
 常務取締役 北出哲男（平成31年1月31日退任）
 5. 当期における監査役の異動
 (1) 当期における新任監査役
 監査役 虫鹿 宏（平成30年4月25日就任） 監査役 松永安彦（平成30年4月25日就任）
 (2) 当期における退任監査役
 監査役 上野憲一（平成30年4月25日退任） 監査役 松島 博（平成30年4月25日退任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、社外取締役大爺正博及び江口恒明の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

- ・当社は、社外監査役川合正及及び松永安彦の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役分)	8名 (2名)	135百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役分)	6名 (3名)	23百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員分)	14名 (5名)	159百万円 (17百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年4月24日開催の第55回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内であります。また、別枠で、平成29年4月25日開催の第64回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役6名 8百万円（社外取締役には割り当てておりません。）
4. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
- 平成27年4月23日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、平成30年4月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・取締役1名に対して21百万円
(金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額として取締役1名21百万円が含まれております。)

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役川合正氏は、株式会社オオバの社外監査役であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係

- ・取締役大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。

④当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大爺正博	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
取締役 江口恒明	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 川合 正	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 松永安彦	平成30年4月25日就任以降に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会10回のうち8回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	29百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、クロスプラスグループ企業行動指針及びコンプライアンスに関する諸規程を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範に順守した行動をとるための指針としております。

その徹底を図るため、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関するリスク管理を行うとともに、取締役及び使用人に対し、研修等を通じてコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、当社各部門及びグループ会社に対して内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告します。

その他、法令及び定款に適合しないおそれのある行為や反倫理的行為等について、取締役及び使用人が、通常の報告ラインとは別に直接情報提供を行う手段として、内部通報制度「ヘルプライン」を設置することにより、内部統制システムの強化を図ります。

さらに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するとともに、反社会的勢力への対応について適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体（以下 文書等という）にて適切に、記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスク情報については、営業部門には担当執行役員、管理部門には担当取締役を配し、早期伝達を図るほか、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括し、定期的に取り締り会に運用状況を報告します。また、実際にリスクが発生した時は、速やかに必要な対策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関であります取締役会と業務執行機関であります執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月1回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、執行役員及び連結子会社社長を中心に毎月1回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や進捗状況を確認し意思決定の迅速化を図ります。

⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、グループ会社へ取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、グループ会社の管理部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理及び指導、支援を行います。さらに、内部監査部門による監査を定期的実施します。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりません。監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止します。また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとします。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的に連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家（弁護士、会計士等）を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンスに対する取組み**

当社は、各部門の責任者から成るコンプライアンス委員会を隔月毎に開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行い、各部門に対し改善を指示しました。コンプライアンスに関する教育、啓蒙については、グループ全体の集合研修や職種、階層別に研修を実施するとともに、行動指針を定めた「クレドカード」の配布、幹部会議での発信等により、法令、規則等の遵守やリスク管理の強化に努めました。また、社外役員が、取締役及び執行役員、各部責任者との面談を実施し、会社方針の理解や職務の執行状況が適正であるか等の確認を行いました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取組み

取締役会については、15回開催（臨時取締役会を含む）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

その他、執行役員会、営業D I V長会議を毎月開催し、取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行いました。

③ 監査役の監査について

監査役は、監査計画書に基づき、取締役会やその他の重要会議に出席いたしました。また、代表取締役との意見交換会や各取締役との面談を行い、会計監査人及び内部監査室との定期的な三様監査連絡会にて適宜意見交換を行いました。

④ 内部監査の実施について

当社の内部監査室は、業務の有効性・効率性、法令遵守、財務報告の信頼性を確保することを目的に、内部統制上のリスクに応じて重点項目を定めた上で内部監査計画を策定し、この計画に基づき当社主要部門及び当社子会社について監査を実施しました。内部監査の結果、発見された不備については、当該部門に改善指示を発信し、改善状況の確認を行いました。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、代表取締役及び取締役会に報告いたしました。

⑤ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社は、当社及び当社子会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制における整備・運用状況について、各部門の責任者による自己点検及び内部監査を実施し、統制に関する体制や環境、業務プロセスのリスクやコントロールについて確認及び見直しを行いました。内部監査室はその結果を内部統制委員会へ報告し、内部統制委員会は財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行い、代表取締役及び取締役会に報告いたしました。

⑥ 反社会的勢力を排除するための取組み

当社は、当社及び当社子会社における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を反社会的勢力排除規程に定め、反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社グループの社会的責任を果たすことに努めております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、投資家の皆様に継続して当社株式を投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

・企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらSPA（製造小売）事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッションの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッションの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、SPA事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスファッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取り組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕

組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、SPAそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため、法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件に完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

- ・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

- ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
 当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。
 独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- ・合理的な客観的発動要件の設定
 本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- ・第三者専門家の意見の取得
 独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができません。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。
- ・当社取締役の任期は1年であること
 当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、
 従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。
- ・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと
 本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。
 また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき3円とし、支払開始日を平成31年4月8日としました。これにより、平成30年10月に実施いたしました中間配当金（1株につき3円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき6円となります。

連結貸借対照表

(平成31年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	18,948	流動負債	13,322
現金及び預金	4,226	支払手形及び買掛金	4,147
受取手形及び売掛金	10,326	電子記録債務	4,635
電子記録債権	1,496	短期借入金	2,157
商 品	2,173	1年内返済予定の長期借入金	630
貯 蔵 品	30	未 払 金	759
繰延税金資産	270	未払法人税等	117
そ の 他	444	未払消費税等	60
貸倒引当金	△20	繰延税金負債	0
固定資産	9,212	賞与引当金	93
有形固定資産	4,171	返品調整引当金	43
建物及び構築物	2,106	そ の 他	679
機械装置及び運搬具	32	固定負債	3,073
器具備品	47	長期借入金	1,118
土 地	1,984	退職給付に係る負債	950
無形固定資産	478	繰延税金負債	486
の れ ん	328	そ の 他	517
そ の 他	149	負債合計	16,396
投資その他の資産	4,563	【純資産の部】	
投資有価証券	4,051	株 主 資 本	10,626
長期貸付金	152	資 本 金	1,944
繰延税金資産	13	資 本 剰 余 金	2,007
そ の 他	348	利 益 剰 余 金	7,203
貸倒引当金	△2	自 己 株 式	△528
繰延資産	17	その他の包括利益累計額	1,135
開 業 費	17	その他有価証券評価差額金	1,278
資産合計	28,178	繰延ヘッジ損益	△126
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	△40
		新株予約権	19
		純資産合計	11,781
		負債及び純資産合計	28,178

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成30年2月1日から
平成31年1月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		62,901
売	上		50,747
	返品調整引当金戻入額	66	
	返品調整引当金繰入額	43	△23
	売上総利益		12,176
販	費及び一般管理費		12,151
営	業外収益		25
	受取利息及び配当金	90	
	受業そ	143	
	業務受託	4	
営	業外費用	94	332
	支固賃そ	34	
	定貸取入	13	
	資産除却	47	
	の他	24	119
特	常		238
	別		
	利		
	益		
固	定		3
投	資		171
そ	有		15
	価		190
	証		
	券		
	売		
	却		
	却		
	却		
特	別		
	損		
	失		
事	業		27
品	質		46
そ	関		9
	連		84
	対		
	応		
	費		
	の		
	他		
	益		344
税	金		
法	等		
法	調		
	整		
	前		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		
	税		109
	及		
	び		
	事		
	業		
	税		
	額		20
	調		
	整		
	額		△88
	の		
	他		
	益		323
	利		
	益		323
当	期		
親	社		
株	主		
に	帰		
属	す		
る	当		
	期		
	純		
	利		
	益		323

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(平成31年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	16,319	流動負債	12,035
現金及び預金	3,009	支払手形	493
受取手形	310	買掛金	3,340
電子記録債権	1,299	電子記録債務	4,635
売掛金	9,042	短期借入金	1,500
商物品	2,021	1年内返済予定の長期借入金	480
貯蔵品	30	未払金	728
前渡金	65	未払費用	126
前払費用	81	未払法人税等	101
繰延税金資産	257	預り金	60
その他の他	201	賞与引当金	86
貸倒引当金	△0	返品調整引当金	25
固定資産	10,012	その他の他	454
有形固定資産	4,086	固定負債	2,661
建物	1,983	長期借入金	828
構築物	46	繰延税金負債	454
機械及び装置	32	退職給付引当金	920
器具備品	39	資産除去債務	36
土地	1,984	その他の他	422
無形固定資産	144	負債合計	14,696
ソフトウェア	126	【純資産の部】	
その他の他	17	株主資本	10,463
投資その他の資産	5,781	資本	1,944
投資有価証券	3,921	資本剰余金	2,007
関係会社株式	1,140	資本準備金	2,007
関係会社出資金	50	利益剰余金	7,040
長期貸付金	772	利益準備金	223
長期前払費用	3	その他利益剰余金	6,817
前払年金費用	13	別途積立金	3,000
その他の他	210	繰越利益剰余金	3,817
貸倒引当金	△331	自己株式	△528
資産合計	26,332	評価・換算差額等	1,152
		その他有価証券評価差額金	1,279
		繰延ヘッジ損益	△126
		新株予約権	19
		純資産合計	11,635
		負債及び純資産合計	26,332

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成30年2月1日から
平成31年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		57,667
売 上 原 価		46,473
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額	45	
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	25	△19
売 上 総 利 益		11,213
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,016
営 業 利 益		197
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	88	
受 取 家 賃	143	
業 務 受 託 料	41	
そ の 他	63	337
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
貸 貸 収 入 原 価	47	
業 務 受 託 費 用	30	
固 定 資 産 除 却 損	12	
そ の 他	16	126
経 常 利 益		408
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	171	171
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	154	
そ の 他	9	163
税 引 前 当 期 純 利 益		416
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	89	
法 人 税 等 調 整 額	△91	△1
当 期 純 利 益		417

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月20日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川	明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持	政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成31年3月20日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川 明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月20日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 曾 我 孝 行 ㊟

監 査 役 虫 鹿 宏 ㊟

監 査 役 川 合 正 ㊟

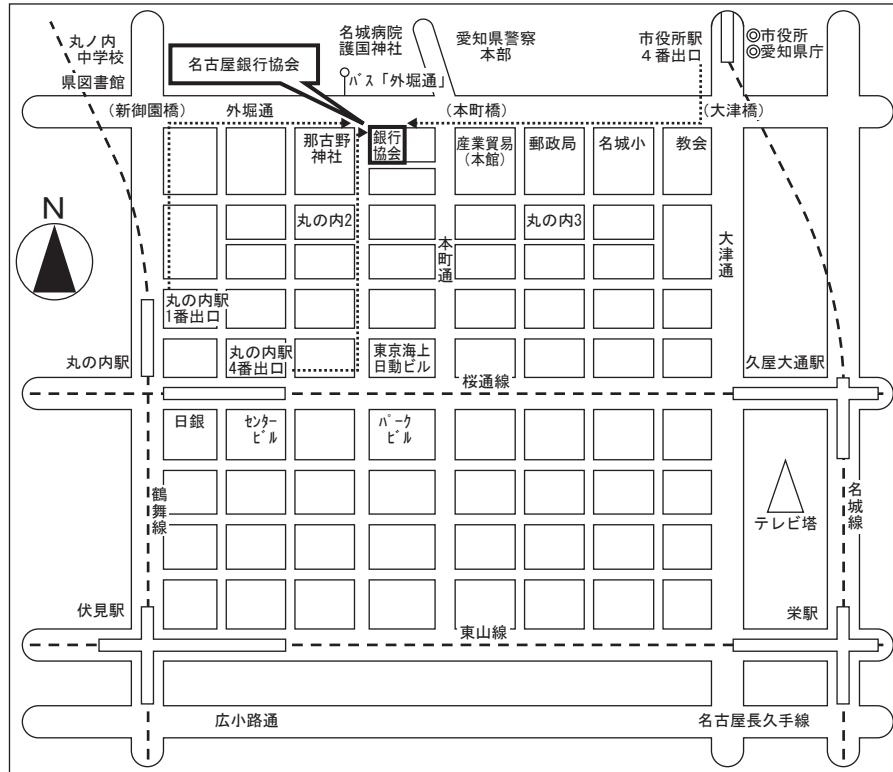
監 査 役 松 永 安 彦 ㊟

(注) 監査役川合正及び監査役松永安彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
 名古屋銀行協会 5階大ホール
 電話番号 052(231)7851(代表)



会場までの交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩10分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
- 地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

